第十二条第五項の表市町村の項第四号算式の符号X_{18}中「0.0405」を「0.0398」に、「0.0495」を「0.0488」に改め、同号算式の符号X_{20}中「0.0248」を「0.0405」に、「0.0285」を「0.0450」に改め、同号算式の符号X_{22}ア中「0.0128」を「0.0218」に改め、同号算式の符号X_{22}イ中「0.0128」を「0.0255」に改め、同号算式の符号Z_{18}中「0.0243」を「0.0239」に、「0.0297」を「0.0293」に改め、同号算式の符号Z_{20}中「0.0149」を「0.0243」に、「0.0171」を「0.0270」に改め、同号算式の符号Z_{22}ア中「0.0077」を「0.0131」に改め、同号算式の符号Z_{22}イ中「0.0077」を「0.0153」に改め、同項第五号算式中「544円」を「517円」に改め、同号算式の符号中「D_{15}=0.0168」を「D_{15}=0.0166」に改め、同項第六号算式中「$\sum_{n=14}^{24}$」を「$\sum_{n=14}^{25}$」に、「$\sum_{n=18}^{24}$」を「$\sum_{n=18}^{25}$」に、「$\sum_{n=12}^{24}$」を「$\sum_{n=12}^{25}$」に、「$\sum_{n=16}^{24}$」を「$\sum_{n=16}^{25}$」に改め、同号算式の符号C中「平成24年度までの間」を「平成25年度までの各年度」に、「及び平成24年度」を「から平成25年度までの各年度」に改め、同号算式の符号中「D_{16}=0.0592」を「D_{16}=0.0590」に改め、同号算式の符号D_{17}中「0.0533」を「0.0531」に、「0.0654」を「0.0649」に改め、同号算式の符号D_{18}中「0.0536」を「0.0533」に、「0.0657」を「0.0653」に改め、同号算式の符号D_{19}中「0.0538」を「0.0536」に、「0.0683」を「0.0678」に改め、同号算式の符号D_{20}中「0.0327」を「0.0541」に、「0.0383」を「0.0597」に改め、同号算式の符号D_{21}中「0.0309」を「0.0307」に、「0.0357」を「0.0355」に改め、同号算式の符号D_{22}ア中「0.0165」を「0.0288」に改め、同号算式の符号D_{22}イ中「0.0165」を「0.0340」に改め、同号算式の符号D_{24}の次に次のように加える。

D_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0121
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0118

第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号中「E_{16}=0.0592」を「E_{16}=0.0590」に改め、同号算式の符号E_{17}中「0.0533」を「0.0531」に、「0.0654」を「0.0649」に改め、同号算式の符号E_{18}中「0.0536」を「0.0533」に、「0.0657」を「0.0653」に改め、同号算式の符号E_{19}中「0.0538」を「0.0536」に、「0.0683」を「0.0678」に改め、同号算式の符号E_{20}中「0.0327」を「0.0541」に、「0.0383」を「0.0597」に改め、同号算式の符号E_{21}中「0.0309」を「0.0307」に、「0.0357」を「0.0355」に改め、同号算式の符号E_{22}ア中「0.0165」を「0.0288」に改め、同号算式の符号E_{22}イ中「0.0165」を「0.0340」に改め、同号算式の符号E_{24}の次に次のように加える。

E_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0121
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0118

第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号J_n中「平成24年度までの間」を「平成25年度までの各年度」に、「及び平成24年度」を「から平成25年度までの各年度」に改め、同号算式の符号K_{17}中「0.0240」を「0.0239」に、「0.0294」を「0.0292」に改め、同号算式の符号K_{18}中「0.0236」を「0.0235」に、「0.0289」を「0.0287」に改め、同号算式の符号K_{19}中「0.0237」を「0.0236」に、「0.0301」を「0.0298」に改め、同号算式の符号K_{20}中「0.0144」を「0.0238」に、「0.0169」を「0.0263」に改め、同号算式の符号K_{21}中「0.0136」を「0.0135」に、「0.0157」を「0.0156」に改め、同号算式の符号K_{22}ア中「0.0073」を「0.0127」に改め、同号算式の符号K_{22}イ中「0.0073」を「0.0150」に改め、同号算式の符号K_{24}の次に次のように加える。

K_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0053
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0052

第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号M_{17}中「0.0107」を「0.0106」に、「0.0131」を「0.0130」に改め、同号算式の符号中「Q_{16}=0.0592」を「Q_{16}=0.0590」に改め、同号算式の符号Q_{17}中「0.0533」を「0.0531」に、「0.0654」を「0.0649」に改め、同号算式の符号Q_{18}中「0.0536」を「0.0533」に、「0.0657」を「0.0653」に改め、同号算式の符号Q_{19}中「0.0538」を「0.0536」に、「0.0683」を「0.0678」に改め、同号算式の符号Q_{20}中「0.0327」を「0.0541」に、「0.0383」を「0.0597」に改め、同号算式の符号Q_{21}中「0.0309」を「0.0307」に、「0.0357」を「0.0355」に改め、同号算式の符号Q_{22}ア中「0.0165」を「0.0288」に改め、同号算式の符号Q_{22}イ中「0.0165」を「0.0340」に改め、同号算式の符号Q_{24}の次に次のように加える。

Q_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0121
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0118

第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号中「S_{16}=0.0296」を「S_{16}=0.0295」に改め、同号算式の符号S_{17}中「0.0267」を「0.0266」に、「0.0327」を「0.0325」に改め、同号算式の符号S_{18}中「0.0268」を「0.0267」に、「0.0329」を「0.0327」に改め、同号算式の符号S_{19}中「0.0269」を「0.0268」に、「0.0342」を「0.0339」に改め、同号算式の符号S_{20}中「0.0164」を「0.0271」に、「0.0192」を「0.0299」に改め、同号算式の符号S_{21}中「0.0155」を「0.0154」に、「0.0179」を「0.0178」に改め、同号算式の符号S_{22}ア中「0.0083」を「0.0144」に改め、同号算式の符号S_{22}イ中「0.0083」を「0.0170」に改め、同号算式の符号S_{24}の次に次のように加える。

S_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0061
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0059

第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号中「V_{16}=0.0344」を「V_{16}=0.0341」に改め、同号算式の符号V_{17}中「0.0354」を「0.0350」に、「0.0365」を「0.0360」に改め、同号算式の符号V_{18}中「0.0375」を「0.0369」に、「0.0367」を「0.0362」に改め、同号算式の符号V_{19}中「0.0372」を「0.0367」に改め、同号算式の符号V_{20}中「0.0368」を「0.0364」に改め、同号算式の符号V_{21}中「0.0368」を「0.0364」に、「0.0363」を「0.0359」に改め、同号算式の符号V_{22}中「0.0065」を「0.0358」に改め、同号算式の符号V_{24}の次に次のように加える。

V_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0040
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0040

第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号X_{18}中「0.0525」を「0.0517」に、「0.0514」を「0.0506」に改め、同号算式の符号X_{19}中「0.0521」を「0.0514」に改め、同号算式の符号X_{20}中「0.0515」を「0.0509」に改め、同号算式の符号X_{21}中「0.0515」を「0.0509」に、「0.0508」を「0.0503」に改め、同号算式の符号X_{22}中「0.0091」を「0.0501」に改め、同号算式の符号X_{24}の次に次のように加える。

X_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0056
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0049